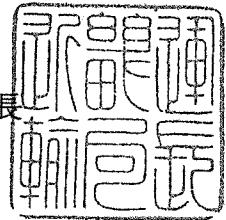


近運技整第 24号
近運技保第 14号
近運技技第 54号
令和3年4月12日

近畿バス団体協議会会長 殿

近畿運輸局長



「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

標記について、令和3年3月31日付け国自整第329号の3、国自基第169号の3により国土交通省自動車局長から添付資料のとおり通知があったので、了知していただくとともに、本運動の実施要領に基づき積極的に不正改造の排除に努められるよう傘下会員等に対し、適切な指導方お願いします。

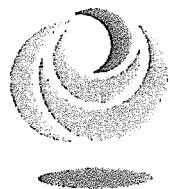
なお、近畿運輸局における地方独自の実施事項については別途通知しますので、ご協力頂きますようよろしくお願いします。

自動車関係団体一覧（順不同）

- 1 近畿地区自動車整備連絡協議会会長
- 2 自販連近畿ブロック協議会会長
- 3 近畿バス団体協議会会長
- 4 近畿ハイヤータクシー協議会会長
- 5 一般社団法人 近畿トラック協会会长
- 6 中販連近畿連絡協議会会長
- 7 自家用自動車団体近畿協議会会長
- 8 関西ディーゼルポンプ振興会会长
- 9 一般社団法人 日本自動車車体工業会近畿支部長
- 10 近畿自動車車体整備協同組合連合会会长
- 11 全国自動車電装品整備商工組合連合会近畿ブロック会会长
- 12 全国石油商業組合連合会近畿支部長
- 13 一般社団法人 日本自動車連盟関西本部長
- 14 全国二輪車安全普及協会近畿ブロック協議会会长
- 15 軽自動車近畿ブロック協議会会长
- 16 一般社団法人 大阪自動車會議所理事長
- 17 一般財団法人 近畿陸運協会代表理事
- 18 大阪自動車回送協会会长
- 19 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会近畿支部長

以上19団体

令和 3 年度
「不正改造車を排除する運動」



近畿運輸局

国土交通省

令和3年度「不正改造車を排除する運動」

1. 不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて	ページ
(1) 不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて (令和3年3月31日国自整第329号の3、国自環第169号の3)	3
(2) (別添)「不正改造車を排除する運動」実施要領	4
2. 「不正改造車を排除する運動」の実施方法等について	
(1) 「不正改造車を排除する運動」の実施細目（近畿地方版）について (令和3年4月12日近運技整第25号、近運技保第15号、近運技技第58号)	17
① 別添1 令和3年度「不正改造車を排除する運動」実施細目（近畿地方版）	23
② 別添2 「不正改造車を排除する運動」実施事項（近畿地方版）	25
実施事項（近畿地方版）別紙（抜粋）	
③ 別紙1 広報用の原稿例	42
④ 別紙2 アンケート実施要領	46
i 別紙2-別添1 アンケート用紙	48
ii 別紙2-別添2 アンケート用紙送付状	50
⑤ 別紙8 自主点検票	51

**6月は「不正改造車を排除する運動」強化月間
「あかん!くるまの不正改造」**

国自整第329号の3
国自基第169号の3
令和3年3月31日

近畿運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまで「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところである。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に不適合となったものの、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況にあり、依然として、令和2年においても、大型機械を輸送する特殊車両の荷台を不正に改造したとして、道路運送車両法違反の疑いで書類送検された事案が発生しているところである。

このような状況に鑑み、令和3年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしたので、この旨了知するとともに、別添の実施要領に基づき積極的に不正改造車の排除に努められたい。

なお、自動車関係団体等に対し、別紙のとおり通知したので申し添える。

(別添)

「不正改造車を排除する運動」実施要領

令和3年3月
国土交通省自動車局

第1 目的

我が国の自動車保有台数は、令和2年10月末現在で8,236万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は2,839人、負傷者数は約37万人と減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いている。また、負傷者の中には、本人と家族の人生を一変させるほどの重度の後遺障害を負う人もなお多い状況である。

さらに、我が国の大気環境については、いずれの大気汚染物質においても改善がなされ、多くの観測地点で環境基準が達成されているものの、二酸化窒素(NO₂)、二酸化硫黄(SO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)及び微少粒子状物質(PM_{2.5})の環境基準が達成されていない地域が一部残っている状況である。

また、自動車交通騒音に係る環境基準達成状況についても、近年、全体としては緩やかな改善傾向であるものの、環境基準が達成されていない地域においては改善すべき余地が依然として大きく、未だ多くの自動車交通騒音に関する苦情が寄せられている状況にある。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に不適合となったものの、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況にあり、依然として、令和2年においても、大型機械を輸送する特殊車両の荷台を不正に改造したとして、道路運送車両法違反の疑いで書類送検された事案が発生しているところである。

このため、「自動車点検整備推進運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、国民世論の不正改造排除気運を一層高めるとともに、自動車ユーザーへ不正改造の認識を浸透させることにより、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

第2 実施機関

国土交通省及び自動車関係33団体(別紙)で構成する「不正改造防止推進協議会」(以下「協議会」という。)が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会の協

力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、地域の事情や要請を考慮した各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）ごと又は各運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）ごとに不正改造車排除強化月間（以下「強化月間」という。）を1ヶ月間設定し、不正改造車の排除を強化して取り組むこととする。

第4 不正改造排除項目

1. 重点排除項目

- (1) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (5) 前面ガラスへの装飾板の装着

2. 基本排除項目

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

3. 地方独自排除項目

各地方運輸局又は各運輸支局は、上記1及び2の排除項目のほか、地域の事情や要請を考慮した地域独自の排除項目を設定するよう努めるものとする。

なお、ディーゼル黒煙を悪化させる「燃料噴射ポンプの封印の取外し」の項目については、協議会構成団体の地方組織と協議のうえ、設定する。

第5 実施事項

運動の実施にあたっては、不正改造車によって、いまだ多くの人々が平穏な生活環境が脅かされている現状を自動車ユーザーが認識し、不正改造の防止・排除が図られるよう、以下の実施事項に従い効果的な運動を展開するものとする。

その際、新型コロナウィルス感染症の状況に応じ、感染防止対策を図ったうえでの取組の実施や取組の見直しを行うなどにより、国民の命と健康を守ることを第一に、不正改造に対する認識向上に努めるものとする。

1. 不正改造車の排除のための啓発等

(1) 総合的な広報・啓発活動の実施

① 本省及び協議会は、地方啓発活動支援のため、広報・啓発ツールの製作・配布やマスメディア、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を活用した広報を実施する。特に、不正改造に対する認識が低い10～30代の若者世代に関心を持ってもらえるようなツールの製作、広報の実施に努める。

② 各地方運輸局又は各運輸支局等（自動車検査登録事務所及び沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）は、協議会構成団体の地方組織と連携し、マスメディア、ウェブサイト、SNS等を活用して地域の実情や要請を考慮した広報を実施し、地域社会での認知度向上に努める。

また、街頭検査や地域イベント等のさまざまな機会を捉え、直接、自動車使用者に対する啓発を実施する。

③ 本省は、協議会の協力を得ながら、ウェブサイトによる自動車用品・部品の流通実態を踏まえ、不正改造を助長する自動車用品・部品が流通することがないよう、オンラインストアやオークションサイト等の運営業者に対する啓発活動を実施する。

(2) アンケート調査の実施

各地方運輸局又は各運輸支局等は、地域イベント等の機会をとらえ、自動車使用者等に対し、不正改造の認識に関するアンケート調査を実施する。

(3) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進

整備事業者等においては、自動車使用者等に対し、自動車部品・用品等の適切な取付け方法等の周知を行うとともに、不正改造となるような整備・改造の依頼を受けない工場等であることを宣言する等により、健全な事業経営に努める。

(4) 出前講座等の実施

各地方運輸局又は各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、不正改造に対する認識の浸透を図るための出前講座等を行うよう努める。

また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、ポスターの掲示等の協力要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ「不正改造はやってはならない・犯罪となる」ことを、受講生に対し特に強力に指導してほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

(1) 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口の設置・情報収集の充実

① 各地方運輸局及び各運輸支局等に、不正改造車及び迷惑黒煙車に関する情報を受ける「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」を設置し、インターネット上からも関係ウェブサイトからリンクを貼る等により、不正改造車・迷惑黒煙車（以下「不正改造車等」という。）に関する情報収集に努める。また、不正改造車等を排除していくために必要な情報をわかりやすく掲載するなど積極的な情報提供を呼びかけるとともに、不正改造車等の追跡率向上に努める。

さらに、強化月間においては、不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口の認知度向上のための広報活動をする。

② 各地方運輸局又は各運輸支局等は、街頭検査時、マスメディア、ウェブサイト、SNSや協議会構成団体の地方組織からなどあらゆる機会をとらえ、不正改造車等に関する情報収集に努める。

(2) 不正改造車・迷惑黒煙車情報の有効活用

各地方運輸局又は各運輸支局等は、上記(1)で得られた情報を有効に活用し、街頭検査、不正改造施工業者の立入検査及び改造車イベント等啓発活動の実施を企画する。

さらに、必要に応じて警察へ当該情報を提供し、不正改造車の排除のための連携・協力体制の強化を図るよう努める。

3. 不正改造車の排除のための取締り等

(1) 街頭検査の実施

各地方運輸局及び各運輸支局等は、警察等関係機関の協力を得ながら、改造車の集結するイベントや場所、迷惑黒煙車情報が多い道路等での効果的な街頭検査を実施する。その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造をしていた場合には警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。

特に、強化月間においては、第4. 1. の項目に重点を置き、悪質な不正改造車を公道から排除する。

(2) 構内検査の実施

各運輸支局等は、申請や変更登録等のために来所した車両について、構内での検査を行い、不正改造をしていた場合には整備命令書の交付等を行う。

(3) 不正改造施工業者に対する報告徴収及び立入検査

各地方運輸局及び各運輸支局等は、不正改造施工業者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社自動車使用者に対する指導等を行う。

(4) 不正改造車等の情報提供があった自動車使用者に対する指導

各運輸支局等は、不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口に寄せられた情報等を基に不正改造車の情報提供のあった自動車使用者に対してハガキを送付し、不正改造の事実があれば不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。

また、迷惑黒煙車に関して情報提供のあった自動車使用者に対しては、ハガキを送付することにより自主点検の指導を行う。

4. 地域の事情等を考慮した実施事項の企画

各地方運輸局又は各運輸支局は、地域の事情や要請を考慮した地方独自の実施事項を企画するよう努めるものとする。

なお、ディーゼル黒煙を悪化させる「燃料噴射ポンプの封印の取外し」の実施事項は、協議会構成団体の地方組織と協議のうえ、企画する。

第6 実施運営

1. 国土交通省自動車局は、各地方運輸局に対して本運動の実施等について指示するほ

- か、協議会構成団体に対して本運動の目的、実施事項等を通知する。
2. 各地方運輸局又は各運輸支局は、各都道府県警察と連携しつつ、協議会構成団体の地方組織と協議して地方の事情や要請を考慮した強化月間及び不正改造排除項目並びに実施事項を定め、本運動を積極的に推進するとともに、協議会構成団体の地方組織及び関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

第7 効果測定

1. 本運動終了後、以下の効果測定を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう運動内容の検証に努めるものとする。
 - ① 本運動の関心度について、マスメディア、ウェブサイト、SNS等を活用した周知・啓発活動について、閲覧数や広告換算により実施する。
 - ② 不正改造の認識度について、アンケート調査、SNS等のコメント、街頭検査結果により実施する。
 - ③ 地域の事情等を考慮した運動内容について、協議会構成団体の地方組織と協議を図り実施する。
2. 本運動の関心度及び不正改造の認識度を分析できるよう、本運動で収集するデータ等を適宜検討する。

第8 報告

1. 各地方運輸局は、地域独自の強化月間及び実施事項を企画した地方実施細目を取りまとめ、速やかに国土交通省自動車局整備課に報告する。
2. 各地方運輸局及び協議会構成団体は、実施結果を取りまとめ強化月間の翌々月の月末までに（協議会構成団体にあっては最終強化月間の翌々月の月末までに）、国土交通省自動車局整備課に報告する。

国自整第329号
国自基第169号
令和3年3月31日

不正改造防止推進協議会構成団体の長（別紙） 殿

国土交通省自動車局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまでにも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に不適合となったものの、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況にあり、依然として、令和2年においても、大型機械を輸送する特殊車両の荷台を不正に改造したとして、道路運送車両法違反の疑いで書類送検された事案が発生しているところです。

このような状況に鑑み、国土交通省では、令和3年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしています。

つきましては、貴（会・組合）におかれましても傘下会員に対し、別添の実施要領に基づき、積極的に不正改造車の排除に努めていただきますよう適切なご指導をお願いします。

(別紙)

不正改造防止推進協議会構成団体（順不同）

- 1 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
- 2 日本自動車車体整備協同組合連合会
- 3 全国自動車電装品整備商工組合連合会
- 4 全国タイヤ商工協同組合連合会
- 5 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
- 6 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
- 7 日本自動車輸入組合
- 8 一般社団法人 日本自動車工業会
- 9 一般社団法人 日本自動車部品工業会
- 10 一般社団法人 日本自動車車体工業会
- 11 公益社団法人 日本バス協会
- 12 公益社団法人 全日本トラック協会
- 13 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
- 14 一般社団法人 日本陸送協会
- 15 全日本自動車部品卸商協同組合
- 16 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会
- 17 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
- 18 一般社団法人 全国自家用自動車協会
- 19 一般社団法人 日本自動車連盟
- 20 一般財団法人 自動車検査登録情報協会
- 21 一般社団法人 日本自動車會議所
- 22 一般社団法人 日本二輪車普及安全協会
- 23 一般社団法人 全国自動車標板協議会
- 24 全国石油商業組合連合会
- 25 一般社団法人 自動車用品小売業協会
- 26 日本ウインドウ・フィルム工業会
- 27 日本自動車スポーツマフラー協会
- 28 日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会
- 29 一般社団法人 全国二輪車用品連合会
- 30 全国ディーゼルポンプ振興会連合会
- 31 全国自動車大学校・整備専門学校協会
- 32 全国自動車短期大学協会
- 33 全国オートバイ協同組合連合会

国自整第329号の2
国自基第169号の2
令和3年3月31日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿
軽自動車検査協会理事長 殿

国土交通省自動車局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまでにも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に不適合となったものの、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況にあり、依然として、令和2年においても、大型機械を輸送する特殊車両の荷台を不正に改造したとして、道路運送車両法違反の疑いで書類送検された事案が発生しているところです。

このような状況に鑑み、国土交通省では、令和3年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしています。

つきましては、貴（機構・協会）におかれましても、別添の実施要領に基づき積極的に不正改造車の排除に努めていただきますようご協力をお願いします。

なお、本運動のポスター等に貴（機構・協会）の名義を使用することについても、併せてご了承願います。

国自整第329号の4
国自基第169号の4
令和3年3月31日

警察庁交通局長 殿

国土交通省自動車局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまで「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に不適合となったものの、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況にあり、依然として、令和2年においても、大型機械を輸送する特殊車両の荷台を不正に改造したとして、道路運送車両法違反の疑いで書類送検された事案が発生しているところです。

このような状況に鑑み、国土交通省では、令和3年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、別添の実施要領に基づく活動をはじめ、不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしましたので、本運動の趣旨にご賛同のうえ、本運動への支援及び街頭検査等の協力をお願いします。

国自整第329号の5
国自基第169号の5
令和3年3月31日

内閣府政策統括官（政策調整担当） 殿
環境省水・大気環境局長 殿

国土交通省自動車局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまで「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に不適合となったものの、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況にあり、依然として、令和2年においても、大型機械を輸送する特殊車両の荷台を不正に改造したとして、道路運送車両法違反の疑いで書類送検された事案が発生しているところです。

このような状況に鑑み、国土交通省では、令和3年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、別添の実施要領に基づく活動をはじめ、不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしましたので、本運動の趣旨にご賛同のうえ、本運動への支援に対する協力要請をお願いします。

国自整第329号の6
国自基第169号の6
令和3年3月31日

経済産業省製造産業局長 殿
農林水産省食料産業局長 殿

国土交通省自動車局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまで「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に不適合となったものの、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況にあり、依然として、令和2年においても、大型機械を輸送する特殊車両の荷台を不正に改造したとして、道路運送車両法違反の疑いで書類送検された事案が発生しているところです。

このような状況に鑑み、国土交通省では、令和3年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、別添の実施要領に基づく活動をはじめ、不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしましたので、本運動の趣旨にご賛同のうえ、本運動への支援及び自動車の不正改造防止について関係団体への指導徹底をお願いします。

国自整第329号の7
国自基第169号の7
令和3年3月31日

大臣官房審議官（不動産・建設経済担当） 殿
道路局長 殿

自動車局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまで「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に不適合となったものの、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはこのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況にあり、依然として、令和2年においても、大型機械を輸送する特殊車両の荷台を不正に改造したとして、道路運送車両法違反の疑いで書類送検された事案が発生しているところです。

このような状況に鑑み、令和3年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、別添の実施要領に基づく活動をはじめ、不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしましたので、本運動の趣旨にご賛同のうえ、本運動への支援及び自動車の不正改造防止について関係団体への指導徹底をお願いします。

近運技整第 25号
近運技保第 15号
近運技技第 58号
令和3年4月12日

別紙1 自動車関係団体の長 殿
(単名各通)

近畿運輸局自動車技術安全部長

「不正改造車を排除する運動」の実施細目（近畿地方版）について

標記運動の実施については、「「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて」（令和3年3月31日付け国自整第294号・国自環第141号）によるご協力を依頼したところですが、本運動の実施に当たり、近畿運輸局における事情を勘案した実施細目（近畿地方版）（別添1 参照）を作成し本運動を実施することとしましたので、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

また、本運動の実施について、貴会傘下会員様に対しご周知方いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、貴団体の各府県傘下団体に対する具体的な案内は、管内の各運輸支局及び兵庫陸運部を通じて行いますので、念のため申し添えます。

自動車関係団体の長一覧（順不同）

- 1 近畿地区自動車整備連絡協議会 会長
- 2 自販連近畿ブロック協議会 会長
- 3 近畿バス団体協議会 会長
- 4 近畿ハイヤータクシー協議会 会長
- 5 一般社団法人 近畿トラック協会 会長
- 6 中販連近畿連絡協議会 会長
- 7 自家用自動車団体近畿協議会 会長
- 8 関西ディーゼルポンプ振興会 会長
- 9 一般社団法人 日本自動車車体工業会 近畿支部長
- 10 近畿自動車車体整備協同組合連合会 会長
- 11 全国自動車電装品整備商工組合連合会近畿ブロック会 会長
- 12 全国石油商業組合連合会 近畿支部長
- 13 一般社団法人 日本自動車連盟 関西本部長
- 14 全国二輪車安全普及協会近畿ブロック協議会 会長
- 15 軽自動車近畿ブロック協議会 会長
- 16 一般社団法人 大阪自動車會議所 理事長
- 17 一般財団法人 近畿陸運協会 理事長
- 18 大阪自動車回送協会 会長
- 19 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 近畿支部長

以上 19 団体

近運技整第 25号の2
近運技保第 15号の2
近運技技第 58号の2
令和3年4月12日

近畿管区警察局広域調整部長 殿

近畿運輸局自動車技術安全部長

「不正改造車を排除する運動」の実施細目（近畿地方版）について

標記運動の実施については、「「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて」（令和3年3月31日付け国自整第294号・国自環第141号）により、国土交通省から関係機関に対しご協力をお願いしたところですが、本運動の実施に当たり、近畿運輸局における事情を勘案した実施細目（近畿地方版）（別添1 参照）を作成し本運動を実施することとしましたので、ご支援及び街頭検査等のご協力をお願いします。

近運技整第 25号の3
近運技保第 15号の3
近運技技第 58号の2
令和3年4月12日

近畿経済産業局産業部長
近畿地方整備局道路部長

} 殿

近畿運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

「不正改造車を排除する運動」の実施細目（近畿地方版）について

標記運動の実施については、「「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて」(令和3年3月31日付け国自整第294号・国自環第141号)により、国土交通省から関係機関に対しご協力をお願いしたところですが、本運動の実施に当たり、近畿運輸局における事情を勘案した実施細目（近畿地方版）（別添1参照）を作成し本運動を実施することとしましたので、本運動への支援及び自動車の不正改造防止について関係団体への指導徹底をお願いします。

近運技整第 25号の4
近運技保第 15号の4
近運技技第 58号の4
令和3年4月12日

独立行政法人 自動車技術総合機構 近畿検査部長
軽自動車検査協会 大阪主管事務所長
別紙2 運行管理者講習・適性診断認定機関の長

] 殿

近畿運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

「不正改造車を排除する運動」の実施細目（近畿地方版）について

標記運動の実施については、「「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて」（令和3年3月31日付け国自整第294号・国自環第141号）により、国土交通省から関係機関に対しご協力をお願いしたところですが、本運動の実施に当たり、近畿運輸局における事情を勘案した実施細目（近畿地方版）（別添1 参照）を作成し本運動を実施することとしましたので、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

運行管理者講習認定機関・適性診断認定機関一覧（順不同）

- 1 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所 所長
- 2 株式会社網干総合教育センター 代表
- 3 神姫バス株式会社 代表
- 4 ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 代表
- 5 株式会社山城自動車教習所 所長
- 6 鹿島興産株式会社 代表
- 7 株式会社大阪香里自動車練習所 所長
- 8 株式会社カントウ流通 代表
- 9 有限会社 淡陽自動車教習所 所長（春日自動車教習所）
- 10 株式会社エムアールエスコンサルタント 代表（大阪都島自動車学校）
- 11 大阪日野自動車株式会社 代表
- 12 奈良日野自動車株式会社 代表
- 13 一般社団法人 京都府トラック協会 会長
- 14 エムケイ株式会社 代表
- 15 丹後自動車振興株式会社 代表（網野自動車教習所）
- 16 梅田運輸倉庫株式会社 代表
- 17 兵庫県タクシー事業協同組合 代表理事
- 18 アスモ株式会社 代表（尼崎ドライビングスクール）
- 19 公益財団法人 大阪タクシーセンター 代表
- 20 エムケー物流株式会社 代表
- 21 株式会社デルタ自動車教習所 所長
- 22 株式会社アヤハ自動車教習所 所長

以上 22 機関

令和3年度「不正改造車を排除する運動」実施細目（近畿地方版）

令和3年4月
国土交通省 近畿運輸局

1. 目的及び実施

自動車使用者等に対し自動車の適切な使用についての意識の高揚を図り、道路交通の安全確保、公害防止を図るため、不正改造車両の排除を目的とする。

また、「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて（令和3年3月31日付け国自整第329号の3、国自基第169号の3）の実施要領によるほか、この実施細目（近畿地方版）により実施するものとする。

なお、近畿運輸局管内では令和3年度の6月を「不正改造車排除強化月間」とし、積極的な広報活動、関係機関と連携した排除運動に取り組むこととする。

2. 推進機関及び関係団体

近畿運輸局、神戸運輸監理部、管内各運輸支局及び自動車検査登録事務所（以下、運輸支局等という。）が推進の母体となり、近畿管区警察局、管内各府県警察本部（各府県警察を含む。以下同じ。）、近畿地方整備局、近畿経済産業局及び各府県（交通安全関係、公害防止関係）等との密接な連携のもとに、別紙の「自動車関係団体等一覧表」の団体及び企業、独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部、軽自動車検査協会大阪主管事務所および運行管理者講習・適性診断認定機関の協力を得て本運動を推進する。

3. 本運動の名称並びに標語

名称は、『不正改造車を排除する運動』とし、標語は、『6月は「不正改造車排除強化月間」です。』及び『あかん！くるまの不正改造！』を標語とする。

4. 実施事項

別添2のとおり。

自動車関係団体等 一覧

自動車関係団体 一覧

- 1 近畿地区自動車整備連絡協議会
- 2 自販連近畿ブロック協議会
- 3 近畿バス団体協議会
- 4 近畿ハイヤータクシー協議会
- 5 一般社団法人 近畿トラック協会
- 6 中販連近畿連絡協議会
- 7 自家用自動車団体近畿協議会
- 8 関西ディーゼルポンプ振興会
- 9 一般社団法人 日本自動車車体工業会近畿支部
- 10 近畿自動車車体整備協同組合連合会
- 11 全国自動車電装品整備商工組合連合会近畿ブロック会
- 12 全国石油商業組合連合会近畿支部
- 13 一般社団法人 日本自動車連盟関西本部
- 14 全国二輪車安全普及協会近畿ブロック協議会
- 15 軽自動車近畿ブロック協議会
- 16 一般社団法人 大阪自動車会議所
- 17 一般財団法人 近畿陸運協会
- 18 大阪自動車回送協会
- 19 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会近畿支部

以上 19 団体

運行管理者講習認定機関・適性診断認定機関一覧

- 1 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所
- 2 有限会社網干総合自動車練習所
- 3 神姫バス株式会社
- 4 ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社
- 5 株式会社山城自動車教習所
- 6 鹿島興産株式会社
- 7 株式会社大阪香里自動車練習所
- 8 株式会社カントウ流通
- 9 有限会社 淡陽自動車教習所（春日自動車教習所）
- 10 株式会社エムアールエスコンサルタント（大阪都島自動車学校）
- 11 大阪日野自動車株式会社 代表者
- 12 奈良日野自動車株式会社 代表者
- 13 一般社団法人 京都府トラック協会長
- 14 エムケイ株式会社
- 15 丹後自動車振興株式会社（網野自動車教習所）
- 16 梅田運輸倉庫株式会社
- 17 兵庫県タクシー事業協同組合
- 18 アスマ株式会社（尼崎ドライビングスクール）
- 19 公益財団法人 大阪タクシーセンター
- 20 エムケー物流株式会社
- 21 株式会社デルタ自動車教習所
- 22 株式会社アヤハ自動車教習所

以上 22 機関

「不正改造車を排除する運動」実施事項

令和3年4月
近畿運輸局

主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にしつつ、以下、各組織の特性を生かした取組を実施する。その際ににおいて、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対策の実施や取組の見直しを行うことなどにより、本運動の実施体制を確立するものとする。

I. 近畿運輸局、管内各運輸支局及び神戸運輸監理部実施事項

(一部事項は管内各自動車検査登録事務所)

1. 不正改造車の排除のための啓発等

(1) 総合的な広報・啓発の実施

① 本省で作成するポスターを近畿運輸局及び各運輸支局等(神戸運輸監理部を含む、以下同じ。)の窓口など目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口などへ備え置く又は配布する。

また、強化月間においては、次のツールを活用した啓発を積極的に実施する。

- ・マスメディア、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の利用(10~30代の若者世代に关心を持ってもらえるようにする。)
- (広報用原稿例:別紙1)

- ・啓発ワッペン及びのぼり等の利用
- ・公共施設、競技場等の掲示板の利用
- ・本省及び不正改造防止推進協議会(以下「協議会」という。)が作成した地方啓発活動支援ツールの利用

② 各地方公共団体、公共交通機関、高速道路株式会社等へポスターの掲示及びチラシの配置について協力を要請する。なお、ポスターの掲示場所にあっては、利用者が目に付きやすい場所を選定してもらうよう、協力要請にあわせて依頼する。

また、地域で行われている暴走族を追放するための各種取り組みとの連携を図り、各地方公共団体で発行する広報紙や自治会回覧紙に掲載を依頼するなど、地域に根ざした広報啓発活動に努める。

③ 近畿運輸局及び各運輸支局等のホームページを用いて、本運動の実施計画、不正改造の事例及び犯罪であることをPRする。また、出前講座を行う旨の案内も行う。

④ 各運輸支局等は、街頭検査等の機会を利用し、チラシを活用して不正改造の事例及び犯罪であることの周知に努める。

なお、街頭検査を実施した場合は、実施結果について積極的にプレスリリースを行うように努める。

⑤ 近畿運輸局及び各運輸支局等は、様々な機会を利用し、不正軽油の使用防止を周

知する。

- ⑥ 協議会及び協議会構成団体の地方組織に対して会議の開催等により、本運動の目的並びに実施要領及び実施事項の周知・徹底を図る。また、関係事業者に対して、本運動の趣旨に基づき適切な指導を行う。
- ⑦ 各運輸支局等は、協議会に属さない碎石、砂利、生コンクリート関係の事業者及び各種食品や木材等の輸送等に係る事業者に対し、不正改造車の使用排除の協力要請を行う。
また、架装事業者等に対して、不正改造に加担することのないよう協力要請、指導の強化を図る。
- ⑧ 近畿運輸局及び各運輸支局等は、過積載防止対策連絡会議等を通じ、関係機関の協力を得て不正改造車の排除の徹底を図る他、地方公共団体等に対し、公共工事等を発注する際に、工事請負業者へ不正改造車を使用しないことを徹底するよう協力要請する。

(2) アンケート調査の実施

近畿運輸局又は各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、イベントや出前講座等のあらゆる機会を捉え、自動車使用者・点検整備関係者（整備管理者、整備事業者、養成施設関係者等）を対象に、不正改造に対する認識についてアンケート調査を実施する。

（アンケート調査実施要領は別紙2参照）

(3) 出前講座等の実施

① 近畿運輸局又は各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修、運行管理者の一般講習及び事業場管理責任者研修等の機会を利用し、本運動の目的や取組内容等について理解浸透を図り、適正な事業経営や車両管理に努めてもらう。

なお、近畿運輸局又は各運輸支局等は、自家用自動車の整備管理者に対し、全国自家用自動車協会及び全国レンタカー協会が行う研修等への参加を促すよう努める。

② 近畿運輸局又は各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織の協力を得ながら、自動車整備士養成施設等に赴き、不正改造の具体的な事例や不正改造による検挙事例等を交えながら不正改造に対する認識の浸透を図るよう努める。

また、自動車教習所や運転免許センターに対しては、ポスターの掲示等の協力要請のほか、その機関に指導教員として所属する職員へ「不正改造はやってはならない・犯罪となる」ことを、受講生に対し特に強力に指導してほしい旨を伝えるなど、積極的な働きかけを行うよう努める。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

(1) 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口の設置・情報収集の充実

① 近畿運輸局及び各運輸支局等に、不正改造車及び迷惑黒煙車に関する情報を受ける「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」を設置し、ウェブサイトのウェブ上からも関係サイトからのリンクを貼る等により、不正改造車及び迷惑黒煙車（以下「不正改造車等」という。）に関する情報収集に努める。

さらに、強化月間においては、広報活動等により積極的に情報を寄せてもらうよう地域社会へ広く呼びかける。

- ② 不正改造車等を排除するために別紙3-1及び3-2の情報提供連絡書をホームページに掲載するなど、必要な情報をわかりやすくし、情報提供車両の追跡率向上に努める。
- ③ 近畿運輸局又は各運輸支局等は、街頭検査時、マスメディア、ウェブサイト、SNSや協議会構成団体の地方組織からなどあらゆる機会をとらえ、不正改造車等に関する詳細な情報収集に努める。

(2) 不正改造車・迷惑黒煙車情報の有効活用

近畿運輸局又は各運輸支局等は、上記(1)で得られた情報を有効に活用し、街頭検査、不正改造施工業者の立入検査及び改造車イベント等啓発活動の実施を企画する。

さらに、必要に応じて警察へ当該情報を提供し、不正改造車の排除のための連携・協力体制の強化を図るよう努める。

3. 不正改造車の排除のための取締り等

(1) 街頭検査・指導の実施

近畿運輸局及び各運輸支局等は、警察等関係機関の協力を得ながら、改造車が集結するイベントや場所、迷惑黒煙車情報の多い道路等での効果的な街頭検査を実施し、実施要領に示す不正改造排除項目の排除を主眼とした検査・指導を行う。なお、実施にあたり、以下の事項に留意して実施し、他に留意すべき事項が別途指示されている場合は、その指示によって実施する。

特に、強化月間においては、重点排除項目に重点を置き、悪質な不正改造車を公道から排除する。

- ・ 基準不適合マフラーの排除を目的とした二輪車及び原動機付自転車を対象とする街頭検査を積極的に実施するよう努める。

なお、原動機付自転車の検査実施の結果、保安基準に不適合箇所が確認された場合には、その使用者に警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。

(警告書の様式は別紙4参照)

- ・ マフラーを交換している自動車（測定の際、安全性の確保が困難な自動車を除く。）に対しては、近接排気騒音の測定を行うとともに、加速走行騒音規制対象車両については、基準適合マフラーであることを可能な限り確認し、マフラー性能等確認済表示等により適合性の確認が出来ない場合には、注意喚起文を交付する等、適切な指導を行う。（注意喚起文の様式は別紙5参照。なお、平成28年騒音規制以降の自動車であって、マフラー性能等確認済表示がないなど、基準不適合マフラーであることが明らかなものについては、整備命令書を交付する。）

また、「車両下部画像確認システム」が配備されている独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）事務所と連携し、積極的に当該機器を活用して触媒の取り外しや基準不適合マフラー等の不正改造排除を行う。

- ・ 「大型マルチテスタ」が配備されている自動車機構事務所と連携し、警察へ当該機器を用いた速度抑制装置の不正改造排除について協力要請を行うとともに、

積極的に当該機器を活用した速度抑制装置の機能確認を実施する。

- ・ 特種用途自動車の検査にあっては、構造要件を確認し、当該自動車に必要な特種な設備の取外し等が見受けられる場合等、自動車検査証の記載事項に変更があることが確認された時には、警告書を交付する等適切な指導を行う。
(特種用途自動車が対象の警告書様式は別紙6-1、それ以外の自動車が対象の警告書様式は6-2参照)
- ・ 「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン」をはじめとした、不正軽油の使用及び迷惑黒煙車の排除のための街頭検査実施にあっては、構成する団体や地方行政組織からの要請も考慮する。

(2) 構内検査・指導の実施

各運輸支局等は、申請や変更登録等のために各運輸支局等へ来所した車両について構内での検査を行い、不正改造を行っていた場合には整備命令書を交付する。

(3) 不正改造施工業者等に対する報告徴収及び立入検査

各地方運輸局及び各運輸支局等は、不正改造車等情報を有効に活用し、不正改造施工業者に対する報告徴収及び立入検査権限により、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。

また、強化月間においては、認証・指定整備工場、運送事業者、自動車部品・用品販売業者を対象に、立入検査等を積極的に実施し、適切な指導等を行う。

(4) 改造車イベントに対する調査・指導

各地方運輸局及び各運輸支局等は、不正改造車等情報を有効に活用して、自動車機構と連携し、改造車イベント等に対する調査・指導を行う。

なお、イベント来場車両に対する街頭検査を実施して、不正改造車排除の効果向上を図るよう努める。

(5) 不正改造車等情報の提供があった自動車使用者に対する指導

各運輸支局等は、不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口に寄せられた情報等を基に不正改造車の情報提供があった自動車使用者に対してハガキを送付し、不正改造の事実があれば不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。また、迷惑黒煙車に関して情報提供があった自動車使用者に対しては、ハガキを送付することにより自主点検の指導を行う。

(ハガキの様式は別紙7参照。なお、迷惑黒煙車に関して通報があった自動車使用者に送付するハガキは、ディーゼルクリーンキャンペーンで用いた様式でも差し支えない。)

4. 地方独自の実施事項等

近畿運輸局又は各運輸支局等は、協議会構成団体の地方組織と協議して、地域の実情や要請を考慮した地域独自の強化月間及び不正改造排除項目並びに実施事項等を企画する。

II. 自動車技術総合機構実施事項

本運動に協力するため、以下の事項を実施する。

1. 不正改造車の排除のための啓発等

(1) 庁舎・検査場へのポスター掲示により、不正改造防止についての周知を図る。

また、強化月間においては、自動車使用者等に対するチラシの配布、啓発ワッペンの着用及びのぼり等の設置による啓発を実施する。

(2) 国土交通本省と連携し、改造車両の展示イベント等において、来訪者である自動車ユーザーが公道走行することができない改造車両であることを正しく認識してもらうよう、イベント主催者等に対しての啓発活動を実施する。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

(1) 自動車機構ホームページにおいて、国の情報提供窓口を案内し、情報収集に協力する。

(2) 地方検査部・事務所は、不正改造車等に関する情報等入手した場合には、各運輸支局等に情報を提供する。

また、新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに、各運輸支局等に当該車両の情報を提供する。

3. 不正改造車の排除のための取締等

地方検査部・事務所は、各運輸支局等と連携して、街頭検査及び構内検査を実施する。

特に、「車両下部画像確認システム」や「大型マルチテスタ」が配備されている地方検査部・事務所は、これらの機器を積極的に活用して、不正改造車の排除に協力する。

また、各運輸支局等から不正改造施工業者等への立入検査に際して協力要請があった場合は、これに協力する。

4. 地方独自の実施事項等

地方検査部・事務所は、近畿運輸局又は各運輸支局が企画した強化月間及び実施事項に協力して取り組む。

III. 軽自動車検査協会実施事項

本運動に協力するため、以下の事項を実施する。

1. 不正改造車の排除のための啓発等

事務棟・検査棟へポスターの掲示により、不正改造防止について周知を図る。

また、強化月間においては、自動車使用者等に対するチラシの配布、啓発ワッペンの着用及びのぼり等の設置による啓発を実施する。

2. 不正改造車の排除のための情報収集等

(1) 軽自動車検査協会ホームページにおいて、国の情報提供窓口を案内し、情報収集に協力する。

(2) 地方主管事務所、事務所等は、不正改造車等に関する情報等を入手した場合には、各運輸支局等に情報を提供する。

また、新規検査後に二次架装を行う可能性がある車両には、検査時に注意を促すとともに、各運輸支局等に当該車両の新規検査時の車両画像を含めた情報を提供する。

3. 不正改造車の排除のための取締り等

地方主管事務所・事務所等は、各運輸支局等が実施する街頭検査に協力する。

4. 地方独自の実施事項等

地方主管事務所・事務所等は、近畿運輸局又は各運輸支局が設定した強化月間及び実施事項に協力して取り組む。

IV. 協議会構成団体実施事項

本運動に協力するため、以下の事項を実施する。

1. 協議会構成団体共通

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

① 事務所等へのポスターの掲示等により、不正改造防止について周知を図る。また、傘下会員・事業者等に対し、同様の広報活動を行うよう指導する。

また、協議会構成団体の地方組織は、強化月間においては、マスメディア、SNSを利用して10~30代の世代に关心を持ってもらえるような広報を積極的に実施し、事務所・店舗来訪者に対し、チラシを配布することにより、不正改造への認識浸透を図る。なお、協議会各構成団体のホームページを活用する際は、会員外にも閲覧できるよう配慮する。

② 協議会は、国土交通省と連携し、SNSやデジタル広告に活用できる広報ツールの製作に努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

① 本運動の目的、実施事項、不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口の設置等について、会報、ホームページ等に掲載するなど会員・事業者等への周知、浸透を図る。

② 不正改造車等に関する情報等（インターネットサイト上の不正改造を助長する用品・部品の流通、不正改造施工業者の情報を含む。以下同じ。）の受付体制を充実するとともに傘下会員・事業者等に情報等を提供するよう呼びかける。また、情報等入手した場合には、各地方運輸局又は各運輸支局等への情報等の提供を行うよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

協議会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から協力要請があった場合は、街頭検査等の実施に協力する。

(4) 傘下会員・事業者への指導等

本運動推進のための会議等を開催し、傘下会員・事業者に対して本運動の目的、実施事項について指導する。

また、強化月間においては、傘下会員・事業者に対し、本運動への積極的な参加を呼びかける。

(5) 地方独自の実施事項等

協議会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局が策定する強化月間及び実施事項の企画並びにその取組の実施に協力する。

なお、協議会構成団体（地方組織を除く。）は、東京地域強化月間に合わせて各種取組の実施に協力する。

(6) その他

特に、強化月間においては、以下「2.」に示す実施事項が適切に実施されるように配慮し、傘下会員・事業者を指導する。

2. 各事業者別実施事項

●認証・指定整備事業者《近畿地区自動車整備連絡協議会、（一社）各県自動車整備振興会等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

① 事業者は、日整連で作成された「不正改造車排除宣言工場看板」、「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があつた場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、やってはならない・犯罪となること」を理解してもらうよう努める。

② 車検取得後に不正に二次架装をされた車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き又は構造変更の手続きが必要であること及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装した架装メーカーに相談すべきことを自動車使用者に対して周知する。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導等

整備主任者、自動車検査員等に対して、「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、不正改造の防止に係る指導を実施し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けることのないよう徹底を図る。

2) 適正な整備・改造の推進

担当責任者等を定めて、「不正改造車排除マニュアル」等を活用しつつ、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化を図る。

3) 自主点検の実施

事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両の状況（不正改造の有無）、不正改造防止についての事業場内の管理体制及び不正改造車への対応と措置について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：別紙8「自主点検票」）

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業場管理責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●車体・電装・タイヤ整備事業者《近畿自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会近畿ブロック会、全国タイヤ商工協同組合連合会近畿ブロック会、（一社）日本自動車タイヤ協会近畿支部等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があつた場合には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、やってはならない・犯罪となること」を理解してもらうよう努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導等

従業員に対し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けないよう徹底を図る。

2) 適正な整備・改造の推進

担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化を図る。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両の状況（不正改造の有無）、不正改造防止についての事業所内の管理体制及び不正改造車への対応と措置について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：別紙8「自主点検票」）

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●自動車販売事業者《自販連近畿ブロック協議会、中販連近畿連絡協議会、軽自動車近畿ブロック協議会、全国二輪車安全普及協会近畿ブロック協議会 等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

- ① 車両の販売時に、購入者に対して不正改造の防止について周知する。
- ② 保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、やってはならない・犯罪となること」を理解してもらうよう努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導等

従業員に対し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような整備の依頼を受けないよう徹底を図る。

2) 適正な車両販売等の推進

- ① 担当責任者等を定めて、適正な車両の販売及び登録後の二次架装防止等の徹底を図る。
- ② 各事業者は、販売部門と整備部門との連携を密にする等、社内体制を強化し、適正な車両を販売するよう徹底する。
- ③ 不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。

3) 車両の陸送の適正化

販売車両等の陸送にあたっては、日本陸送協会と連携し、適正な車両運搬車を使用するよう徹底する。

4) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、車両販売体制及び販売車両等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：別紙8「自主点検票」）

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●車体架装事業者《（一社）日本自動車車体工業会近畿支部 等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような架装の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、やってはならない・犯罪となること」を理解してもらうよう努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導等

従業員に対し、保安基準上必要な構造・装置の取外しやその他不正改造となるような架装の依頼を受けないよう徹底を図る。

2) 適正な架装の受注等の推進

- ① 担当責任者等を定めて、架装の受注、架装の実施及び納車時の確認等の適正化に努めることで、不正改造防止の徹底を図る。
- ② 不正な二次架装が行われた車両について、関係者と協力しつつ責任を持って改修作業を行う。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、架装の実施体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：別紙8「自主点検票」）

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●貨物自動車運送事業者・陸送事業者・ダンプカー使用者及び関係団体《（一社）近畿トラック協会、自家用自動車団体近畿協議会（自家用協会）、（一社）大阪自動車回送協会等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

- ① 運送事業者団体においては、荷主団体等に対し、不正改造車等（特に速度抑制装置（スピードリミッター）及び過積載を誘発する改造（さし枠の取付けなど））に係るもの。）を使用する運送事業者を利用することのないよう要請する。
- ② 自家用協会においては、自家用自動車で選任している整備管理者に対して、整備管理者講習の受講等により不正改造防止を含めた整備管理業務が適切に遂行されるよう各運輸支局と連携して周知に努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図り、法令遵守のための指導を行う。

2) 適正な車両の運行の徹底

運送事業者等においては、不正改造及び不正二次架装の防止に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：別紙8「自主点検票」）

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●自動車部品・用品販売事業者《関西ディーゼルポンプ振興会（D P連）等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

- ① 自動車部品・用品等の販売時等において、購入者に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪となること」を理解してもらい、不正改造の認識浸透を図る。
- ② どのような部品・用品等の取付け・取外し等が不正改造となるかを購入者に理解してもらえるよう、販売時等の説明に努める。
- ③ 自動車部品・用品の適切な取付け方法等について相談窓口を設ける等自動車使用者の適切な部品・用品等の取付けに対する認識を高めるよう努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

特に、インターネットサイト上の不正改造を助長する用品・部品の流通情報の収集・提供活動に努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

従業員に対し、購入者に部品・用品の適正な使用の説明を行うことの徹底を図る。

2) 適正な部品販売の推進（基準不適合となる自動車部品・用品の取扱いの禁止）

事業所において、基準不適合となる自動車部品・用品を取り扱うことのないよう社内管理を徹底し、積極的に適正な部品販売の推進を図る。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両、自動車部品・用品等の取付け施工体制及び管理体制等について、定期的な自主点検の実施に努める。

（参考：別紙8「自主点検票」）

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

4) その他

D P連においては、迷惑黒煙車排除のための街頭検査等の実施企画について、近畿運輸局又は各運輸支局等に提案する。

●石油販売事業者《全国石油商業組合連合会近畿ブロック会 等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

(特になし)

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図るための指導を行う。

2) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。

(参考：別紙8「自主点検票」)

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●旅客自動車運送事業者《近畿バス団体協議会、近畿ハイヤータクシー協議会、各府県タクシーアソシエーション等》

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、不正改造車排除運動の周知に努める。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図り、法令遵守のための指導を行う。

2) 適正な車両の運行の徹底

運送事業者等においては、不正改造及び不正二次架装の防止に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

3) 自主点検の実施

営業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む営業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努める。

(参考：別紙8「自主点検票」)

なお、運動実施責任者は、整備管理者又は営業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

●自動車大学校・整備専門学校、自動車短期大学 等

(1) 不正改造車の排除のための啓発等

1) 学生に対する啓発等

学生に対して、各運輸支局等が行う出前講座へ積極的に参加するよう呼びかけを行う。

2) 出前講座実施の要請

近畿運輸局又は各運輸支局等に対して出前講座実施の要請を積極的に行い、年間を通じた実施時期の調整を行う。

(2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供するよう努める。

(3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 教職員・事務員・学生（以下「教職員等」という。）に対する指導

教職員等に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図るための指導を行う。

2) 自主点検の実施

学校ごとに運動実施責任者を選任し、教職員等の車両を含む学校内の車両について、定期的な自主点検の実施に努めること。

（参考：別紙8「自主点検票」）

なお、運動実施責任者は、学校内の規律・秩序を管理・監督する地位の者の中から選任すること。

●他の関連事業者《その他協議会団体》

- (1) 不正改造車の排除のための啓発等
(特になし)
- (2) 不正改造車の排除のための情報収集等

不正改造車・迷惑黒煙車に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に情報を提供するよう努める。

- (3) 不正改造車の排除のための取締り等

1) 従業員に対する指導

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図るための指導を行う。

2) 適正な車両の運行の徹底

不正改造及び不正二次架装の防止に努める等車両管理の徹底を図り、正な車両による運行を実施する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業所内の車両について、定期的な自主点検の実施に努めること。

（参考：別紙8「自主点検票」）

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

別紙1

広報用の原稿について

広報媒体の別、広報対象の別に合わせ、次に原稿例を参考に適宜修正の上、広報依頼を行うこと。

1. 関係者向けの機関紙等に掲載する場合の原稿（例）

「あかん！くるまの不正改造！」 6月は「不正改造車排除強化月間」です。

我が国の自動車保有台数は、令和2年10月末現在で8,200万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない移動手段となっていますが、昨年の交通事故による死者数は2,839人、負傷者数は約37万人と減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いています。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

特に、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、誤認を招く灯火の色の変更、土砂等を運搬するダンプのリアバンパーの切断・取外し、騒音の増大を招く基準不適合マフラーの装着又は大型車の速度抑制装置（スピードリミッタ）の解除又は不正な改変等の不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が喫緊の課題となっています。

国土交通省では、このような状況を改善し、車両の安全確保及び環境保全を図ることにより、国民の安全、安心を確実に確保していくため、令和3年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、○○運輸支局（神戸運輸監理部）では6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととします。

皆様も是非、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから www.tenken-seibi.com

不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報を寄せ下さい。

「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」 ○○○-○○○○-○○○○

(国土交通省近畿運輸局 ○○運輸支局（神戸運輸監理部）検査整備保安担当)

2. 一般の自動車使用者向けに新聞、雑誌等に掲載し、不正改造が違法行為であることを中心に訴える場合の原稿（例）

「あかん！くるまの不正改造」 6月は「不正改造車排除強化月間」です。

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されています。

しかしながら、①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け、②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け、③タイヤ、ホイールの車体（エンダー）外へのみ出し、④基準外ウイング（エア・spoイラ）の取り付け、⑤マフラーの切断・取外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となることとなります。

国土交通省では、これら不正改造車を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、〇〇運輸支局（神戸運輸監理部）では6月を「不正改造車排除強化月間」として重点的な取組を行っております。

皆様も是非、この機会に不正改造についての認識を深めていただき、不正改造は絶対に行わないようにしましょう。

詳しい情報はこちらから www.tenken-seibi.com

不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報をお寄せ下さい。

「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（国土交通省近畿運輸局 〇〇運輸支局（神戸運輸監理部）検査整備保安担当）

3. 一般の自動車使用者向けに新聞、雑誌等に掲載し、どのような改造が不正改造となるのかを中心に訴えかける場合の原稿（例）

「あかん！くるまの不正改造」 6月は「不正改造車排除強化月間」です。

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されており、手軽に取付け等ができる状況にあります。

しかしながら、①灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け、②運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け、③タイヤ、ホイールの車体（フェンダー）外へのみ出し、④基準外ウイング（エア・spoイラ）の取り付け、⑤基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両が存在し、国民生活の安全・安心を脅かしていることが問題となっております。

これらについては、それぞれ①周囲の交通に誤認を与える、②運転者の視界を妨げ状況確認が困難となる、③歩行者に危険を及ぼすとともに車体やブレーキ機構への干渉により故障・事故の原因となる、④他の交通の妨げとなる、⑤周囲に騒音をまき散らし平穏な生活の破壊につながるため、禁止されております。

国土交通省では、これら不正改造車を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、〇〇運輸支局（神戸運輸監理部）では6月を「不正改造車排除強化月間」として重点的な取組を行っております。

皆様も是非、この機会にどのような改造が不正改造になるのかについて理解を深めていただき、不正改造とならないよう注意しましょう。

詳しい情報はこちらから www.tenken-seibi.com

不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報をお寄せ下さい。

「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（国土交通省近畿運輸局 〇〇運輸支局（神戸運輸監理部）検査整備保安担当）

4. 自動車運送事業者（主に貨物車）の運転者向けに新聞、雑誌等に掲載し、不正改造が違法行為であることを中心に訴える場合の原稿（例）

「あかん！くるまの不正改造」 6月は「不正改造車排除強化月間」です。

我が国の自動車保有台数は、令和2年10月末現在で8,236万台を超えており、自動車が国民生活に欠かせない輸送、移動の手段となっている一方、交通事故の発生状況は依然として厳しく、また、交通量の多い地域における自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっています。

特に、前方の視界を遮る前面ガラス等への装飾板の装着、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取外し等を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。また大型車の速度抑制装置（スピードリミッタ）の解除又は不正な改変等の不正改造が社会的な問題となっており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっています。

これら不正改造については、改造を実施すること、改造された自動車を走行させることの両方が法律により禁じられており、これに違反すると整備命令の交付を受けたり、罰金等の対象となることとなります。

国土交通省では、不正改造車を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、令和3年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することとし、○○運輸支局（神戸運輸監理部）では6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととしています。

皆様も是非、この機会に不正改造についての認識を深めていただき、不正改造は絶対に行わないようにしましょう。

詳しい情報はこちらから www.tenken-seibi.com

不正改造車・迷惑黒煙車を確認したら、下記まで情報を寄せ下さい。

「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」 ○○○-○○○○-○○○○

(国土交通省近畿運輸局・○○運輸支局（神戸運輸監理部）検査整備保安担当)

令和3年度不正改造車を排除する運動 アンケート調査実施要領

不正改造車を排除する運動では、不正改造に対する意識等についてアンケート調査を実施し、その結果を分析して本運動の内容の見直し等に活用しております。

年々、不正改造車の排除に対する社会的機運が高まっており、更なる本運動の効果向上を図るために、今年度も、下記によりアンケート調査を実施しますので、ご協力方よろしくお願ひいたします。

記

1. アンケート調査の実施方法

① 調査期間

各地方独自強化月間中としますが、年間を通じて取り組んでも構いません。

② 調査対象

一般の自動車ユーザー及び点検整備関係者

③ 調査方法

* 別添1のアンケート調査票(問1、問2の文頭等について、アンケート調査対象者に応じて修正をお願いします。)を必要部数印刷し、調査対象者に配布し、その後回収することで調査を実施します。なお、過去の調査票は調査内容が変わっているので使用しないよう注意して下さい。

* 可能な限り、調査時に啓発活動も併せて実施するよう努めて下さい。

* これまでと同様、支局の窓口並びに出前講座や各種研修、講習会及び自動車学校等においてアンケート調査を実施願います。

* 回収した調査票は、適宜、運輸局又は運輸支局等で取りまとめて頂き、2.に従って報告をお願いします。

④ 集計等

アンケート調査結果の集計・分析については、各運輸局、運輸支局等のご報告を元に、国土交通省自動車局整備課にて行います。

2. アンケート調査結果の報告

アンケート調査結果の報告は、調査済みのアンケート用紙に以下の事項を記載した送付票(別添2)を添付して、①の送付先に②の期限までに送付をお願いします。

なお、集計の関係上、調査票は実施日及び実施会場ごとにまとめた上で送付願います。

- * 管轄運輸局名及び調査実施地名(県名)
- * 調査実施日
- * 調査実施イベント等名称
- * 調査実施会場名
- * 調査対象の属性(一般又は関係者の別)
 - ・一般: 下記関係者以外の一般ユーザー
 - ・関係者: 整備事業者、整備士、整備管理者、養成施設関係者その他の点検整備に關係する者(自動車整備専門学校等の場合には学校名を記載)

① 送付先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館8階)
国土交通省自動車局整備課 整備係あて

② 送付期限

地方独自強化月間の翌々月末まで(強化月間以外で実施したものは令和4年4月末)
※ 入力を順次行うため、期限を待たず、取りまとめ次第送付して下さい。

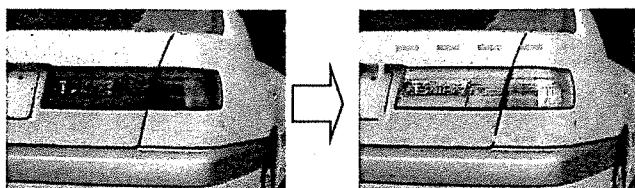
不正改造車排除に関するアンケートのお願い

問1. 本講座を受ける前に、不正改造に対する認識をどこまでご存じでしたか。【○印は1つ】

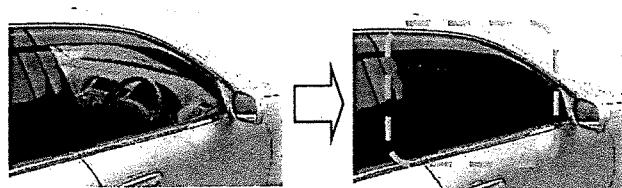
- 1. 罰則があることまで知っていた
- 2. 犯罪行為であることは知っていた
- 3. やってはいけないことは知っていた
- 4. 何も知らなかった

問2. 本講座を受ける前から、次のような行為は不正改造であることを知っていましたか。知っていたものに○をつけてください。【○印はいくつでも】

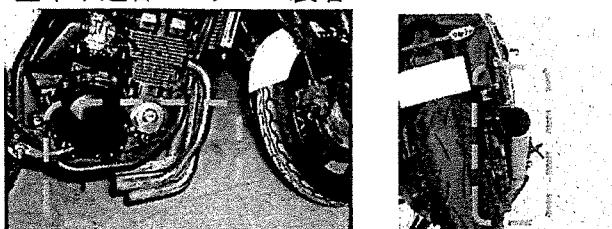
1. 灯火類の灯光(※)の色を変更
※灯火が点灯している時の光の色



2. 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼付け(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



3. 消音器(マフラー)の切断・取外し及び
基準不適合マフラーの装着



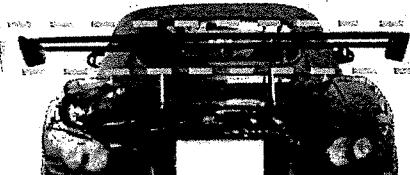
4. タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)
外へのみ出し



5. 前面ガラス等への装飾板の装着



6. 基準外のウイングの取付け



問3. 不正改造車で危険・迷惑を感じたことはありますか。【○印は1つ】

- 1. よくある
- 2. たまにある
- 3. ない

→ 問3-1. そのような不正改造車に対して、どのような行動をとりましたか。【○印はいくつでも】

- 1. 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口に相談した
- 2. 警察に相談した

- 3. 何もしなかった

- 4. その他 (具体的に:)

→ 問3-2. 「何もしなかった」理由についてお聞かせ下さい。【○印は1つ】

- 1. どこに相談すればよいかわからなかった
- 2. 相談等の必要性を感じなかった

- 3. 報復等が心配だった

- 4. その他 (具体的に:)

★ 裏面にもご回答をお願いいたします。

問4. 本講義に参加して、不正改造はやってはならないと感じましたか。

1. 感じた(理由:)

2. 感じなかつた(理由:)

問5. 本講座を受ける前から『不正改造車を排除する運動』をご存じでしたか。【○印は1つ】

- 1. 知っていた
- 2. 聞いたことはある
- 3. 知らなかつた

→ 問5-1. 『不正改造車を排除する運動』を知ったきっかけは。【○印はいくつでも】

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1. ポスター | 5. 新聞 (新聞名:) |
| 2. チラシ | 6. 雑誌 (雑誌名:) |
| 3. テレビ(放送局:) | 7. インターネット (サイト名:) |
| 4. ラジオ(放送局:) | 8. その他 (具体的に:) |

問6. 『不正改造車を排除する運動』に対するご意見をお聞かせください。【任意】

()

問7. 不正改造車を減らすためにはどのような対策が必要と考えますか。【○印はいくつでも】

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 取り締まりを強化する | 2. 罰則を厳しくする |
| 3. ポスター・チラシを用いて啓発する | 4. SNSやYoutubeを用いて啓発する |
| 5. イベント・出前講座を積極的に開催する | 6. その他(具体的に:) |

問8. 最後にあなたご自身のことについて、少しお聞かせ下さい。

F1. 性別 1. 男性 2. 女性

F2. 年齢 1. 19歳以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代以上

F3. 所有自動車 1. 乗用自動車(3・5ナンバー) 2. 貨物・特種自動車(1・4・8ナンバー)
【複数選択可】 3. 二輪自動車 4. 所有無

F4. 本講座受講 1. はじめて参加 2. 2回目 3. 3回目 4. 4回目以上

★★★ご協力ありがとうございました。★★★

不正改造車を排除する運動



北海道運輸局 011-290-2752 中部運輸局 052-952-8042 四国運輸局 087-802-6783
東北運輸局 022-791-7534 中部運輸局(鹿児島) 052-952-8044 九州運輸局 092-472-2537
北陸信越運輸局 025-285-9155 近畿運輸局 06-6949-6453 沖縄運輸事務局 098-866-1837
関東運輸局 045-211-7254 中國運輸局 082-228-9142

<http://www.mlit.go.jp/jidousha/jidousha/tenkenselbi/huseikaijou/h2/h2-3/> 携帯・スマートフォンの方はコチラから→



**令和3年度 不正改造車を排除する運動アンケート調査票
送付票**

記載項目		備考
管轄運輸局等	運輸局 総合事務局	←調査実施地の管轄運輸局・沖縄総合事務局名を記載
実施地	都・道 府・県	←調査実施地名を記載
実施日	自 至 ～	←1日のみの実施の場合は、「自」のみに記入 以下の例に倣い、年・月・日の順で記載 例:20210601 (2021年6月1日の場合)
調査実施イベント等名称		←調査実施イベント等名称(マイカー点検教室、出前講座、整備管理者選任前・後研修等)を記載。 (窓口実施の場合は「窓口」と記入)
調査実施会場名		←会場の名称等を記入(支局又は局の場合は、「○○支局(局)」と記入する。
調査対象の属性		←「一般」又は「関係者」のどちらかを記載。 ※自動車整備専門学校等の場合には学校名を付記すること 例:関係者(○○自動車整備専門学校)
※ 調査実施会場、実施日ごとに1枚用意する。	合計枚数	枚

整理番号

不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年月日	点検の実施者	職責		
			氏名		
事業者名					
事業場名					
点検事項	点検内容	チェック欄			
		適	要改善		
事業場関係者の所有車両等の状況	社用車	無	有(台)		
	従業員車両	無	有(台)		
	販売車両	無	有(台)		
	その他	無	有(台)		
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施				
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応				
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供				
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否				

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

不正改造車を排除する運動

近畿運輸局 担当課
自動車技術安全部 保安・環境課
電話番号 06-6949-6454

管内各運輸支局 担当部門連絡先

運輸支局名	所在地	電話番号
大阪運輸支局	〒572-0846 寝屋川市高宮栄町12-1	072(822)4374
京都運輸支局	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町37	075(681)9764
兵庫陸運部	〒650-0042 神戸市東灘区魚崎浜町34	078(453)1103
滋賀運輸支局	〒524-0104 守山市木浜町2298-5	077(585)7252 (ダイヤル②をプッシュ)
奈良運輸支局	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-2	0743(59)2153 (ダイヤル③をプッシュ)
和歌山運輸支局	〒640-8404 和歌山市湊1106-4	073(422)2153

(業務時間: 平日の午前8時30分~午後5時15分までとなります)